

茨木市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1 茨木市内の保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が有機的な連携を図り、ネットワークを構築することにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号。第1及び第4において「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童並びに同条第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦（以下これらを「要保護児童等」という。）の早期発見、迅速かつ適切な要保護児童の保護、要支援児童及び特定妊婦の支援並びに児童虐待等の防止を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき茨木市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等対策に関する情報交換並びに関係機関相互の円滑な連携及び協力に関すること。
- (2) 要保護児童等の早期発見、要保護児童の適切な保護、要支援児童及び特定妊婦の支援並びに児童虐待等の防止に関する啓発活動に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 協議会は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

(要保護児童対策調整機関)

第4 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関としてこども育成部子育て支援課を指定する。

(代表者会議)

第5 協議会に、要保護児童等対策の総括的事項について協議するため、代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、別表第2に掲げる関係機関等の代表者をもって構成する。
- 3 代表者会議の座長（次項及び第5項において「座長」という。）は、こども育成部長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(実務者会議)

第6 協議会に、要保護児童等についての定期的な情報交換、状況把握、課題検討、支援計画の検討及び啓発活動等に係る事項について協議するため、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、別表第3に掲げる関係機関等の実務者をもって構成する。
- 3 実務者会議の座長（以下「座長」という。）は、こども育成部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

（新規検討会議）

第7 実務者会議に、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等として新たに相談、通告のあった者についての生活状況等の確認、重症度・緊急度の判断、主担当機関の確認及び当面の支援方針等に係る事項について協議するため、新規検討会議を置く。

- 2 新規検討会議は、別表第4に掲げる関係機関等の実務を担当する者で構成し、座長が月1回招集する。

（進行管理会議）

第8 実務者会議に、要保護児童等として管理するすべてのケースについての定期的な状況の確認、子ども家庭支援に対する評価、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等に係る事項について協議するため、進行管理会議を置く。

- 2 進行管理会議は、別表第4に掲げる関係機関等の実務を担当する者で構成し、座長が必要に応じて招集する。

（ケース検討会議）

第9 協議会に、次に掲げる事項について検討するため、必要に応じてケース検討会議を開催する。

- (1) 個別事象の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援計画の検討及び支援に関すること。
- (3) 個別の児童虐待等事象を主として担当することとなる機関、担当者及び役割分担に関すること。
- (4) その他ケース検討会議の円滑な運営に関すること。

- 2 ケース検討会議は、支援の役割を持つ関係機関等で構成し、座長が必要に応じて招集する。

（構成員以外の出席）

第10 協議会は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は書類の

提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第11 協議会の構成員及び会議の出席者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定により委嘱した協議会及び実務者部会の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

大阪府吹田子ども家庭センター	
大阪府茨木保健所	
大阪府茨木警察署	
茨木市民生委員児童委員協議会	
茨木市人権擁護委員会	
社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会	
一般社団法人 茨木市医師会	
一般社団法人 茨木市歯科医師会	
子ども“わいわい”ネットワーク茨木	
市内児童養護施設	
市内保育所	
市内小規模保育事業所	
市内事業所内保育事業所	
市内幼稚園	
市内認定こども園	
市内小学校	
市内中学校	
共創文化部	人権・男女共生課
福祉部	地域福祉課
	生活福祉課
	障害福祉課
こども育成部	こども政策課
	子育て支援課
	発達支援課
	保育幼稚園総務課
	学童保育課
消防本部	警備課

教育委員会教育総務部	社会教育振興課
教育委員会学校教育部	学校教育推進課
	教育センター
その他市長が連携することが必要と認める関係機関等	

別表第2（第5関係）

大阪府吹田子ども家庭センター	
大阪府茨木保健所	
大阪府茨木警察署	
茨木市民生委員児童委員協議会	
茨木市人権擁護委員会	
社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会	
一般社団法人 茨木市医師会	
一般社団法人 茨木市歯科医師会	
子ども“わいわい”ネットワーク茨木	
市内児童養護施設	
茨木市私立保育園連盟	
茨木市私立幼稚園連合会	
共創文化部	人権・男女共生課
福祉部	地域福祉課
	生活福祉課
	障害福祉課
こども育成部	こども政策課
	子育て支援課
	発達支援課
	保育幼稚園総務課
	学童保育課
消防本部	警備課
教育委員会教育総務部	社会教育振興課
教育委員会学校教育部	学校教育推進課
	教育センター

別表第3（第6関係）

大阪府吹田子ども家庭センター

大阪府茨木保健所	
社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会	
共創文化部	人権・男女共生課
福祉部	地域福祉課
	生活福祉課
	障害福祉課
こども育成部	こども政策課
	子育て支援課
	発達支援課
	保育幼稚園総務課
	学童保育課
教育委員会学校教育部	学校教育推進課
	教育センター

別表第4（第7及び第8関係）

大阪府吹田子ども家庭センター	
大阪府茨木保健所	
こども育成部	子育て支援課
	保育幼稚園総務課
教育委員会学校教育部	学校教育推進課